

障害者活躍推進計画

機関名	鏡野町
任命権者	鏡野町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
鏡野町における障害者雇用に関する課題	鏡野町においては、障害者である職員の欠員が生じた都度、採用活動を行っており、常に法定雇用率を達成している。職員に体調面や精神面での不調が見られる場合は、これまで個別に対応しており、大きな問題は生じていない。定着状況も順調である。しかし、採用した障害者である職員の活躍のためには、不安や不満を解消し、能力や異なる配慮に応じた評価をしなくてはならない。受入側も、知識や情報不足からくる不安を解消するために、障害特性や配慮の仕方についての正しい知識を持つ必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：義務数を下回らない （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として障害者雇用に関する実務経験等のある人事担当を選任する。 ○人事異動等により障害者職業生活相談員の変更が生じた場合、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課内に設定し、庁舎内グループウェア等を通して周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○定期的に面談を行うことにより、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて業務内容を検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的な面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>